

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額
紹介手数料 就職が決定した場合には、求人者から、次の項 1 又は項 2 のいずれかの額の紹介手数料を対象となる賃金が支払われた日以降に申し受けます。 （項 2 に該当する場合は項 2 の定めるところにより紹介手数料を申し受けます） 求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス及び求人と求職の照会その他紹介のサービスに付随するサービス 特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索 就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	項 1 （最長 6 箇月を期間限度とし、最大 6 箇月分の賃金を対象とする） 1. 家政婦（夫）の就職においては支払われた賃金の 35% 以下に相当する額 2. 看護師の就職においては支払われた賃金の 45% 以下に相当する額 項 2 期間の定めのない雇用計画に基づき同一の事業主に引き続き 6 箇月を超えて雇用された場合は次の 1 又は 2 によって算出された額のうちいずれか大きい額 1. 当該 6 箇月間の雇用にかかる賃金について支払われた賃金額の 30% 以下に相当する額 2. 当該 6 箇月間の雇用にかかる賃金について支払われた賃金額から臨時に支払われた賃金及び 3 箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を差し引いた額の 40% 以下に相当する額
求人を受け付ける時の事務費用	690 円 手数料負担者は求人者とします。
求職者の受付手数料 （家政婦（夫）の職種のみ）	求職の受付 1 件につき 690 円を求職者から受付手数料を申し受けます。 ただし、同一の求職者に掛かる求職の申込みの受理が 1 箇月に 3 件を超える場合には、3 件分を超えては申し受けません。

手数料には消費税相当分を含みます。